

中央新幹線（東京都・名古屋市間）  
環境影響評価準備書

【長野県】

平成 25 年 9 月

東海旅客鉄道株式会社



## まえがき

中央新幹線（東京都・大阪市間）については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年5月18日法律第71号）（以下「全幹法」という。）に基づき、平成23年5月20日に、国土交通大臣が、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）を営業主体及び建設主体に指名し、同月26日、整備計画を決定のうえ、翌27日、当社に対して建設の指示を行った。

当社は、中央新幹線の建設主体として、路線建設について自己負担で進めることとしており、まずは、東京都・名古屋市間について、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）に基づき手続きを進めているところである。名古屋市・大阪市間については、名古屋市までの開業後、経営体力を回復した上で着手する計画である。

平成23年6月7日及び同年8月5日には、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年4月27日法律第27号）の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、概略の路線及び駅位置を選定し、中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）として、とりまとめ、公表した。

平成23年9月27日には、環境影響評価法及び「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日運輸省令第35号）（以下「国土交通省令」という。）に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書（長野県）」（以下「方法書」という。）を作成し、公告、縦覧に供した。

その後、方法書説明会を開催するとともに、環境保全の見地からの意見を有する方の意見を募集し、平成23年11月30日、当該意見の概要を長野県知事及び関係する市町村長に送付し、平成24年2月24日、方法書について環境保全の見地からの長野県知事の意見を受領した。この知事意見を勘案するとともに環境保全の見地からの意見を有する方の意見に配慮し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、これに基づき作業を進めるとともに、詳細な路線及び駅位置等の絞り込みを行った。

今般、調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書（長野県）」（以下「準備書」という。）を作成したので、これを公表するものである。



# 目 次

第1章 対象事業の名称	1-1
第2章 事業者の氏名及び住所	2-1
第3章 対象事業の目的及び内容	3-1
3-1 中央新幹線の経緯	3-1
3-2 全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画及び整備計画	3-2
3-3 対象事業の目的	3-2
3-4 対象事業の内容	3-3
3-4-1 対象鉄道建設等事業の種類	3-3
3-4-2 対象鉄道建設等事業実施区域の位置	3-3
(1) 起終点	3-3
(2) 路線概要	3-7
3-4-3 対象鉄道建設等事業の規模	3-24
3-4-4 対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力	3-24
3-4-5 対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる 列車の最高速度	3-24
3-4-6 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要	3-24
(1) 工事内容	3-24
(2) 施設の概要	3-24
(3) 工事方法	3-29
(4) 工事に伴う工事用道路、発生土及び工事排水の処理	3-36
(5) 工事実施期間	3-36
3-4-7 対象鉄道建設等事業に係る鉄道において運行される列車の本数	3-37
3-4-8 対象鉄道建設等事業に係る地表式、掘割式、嵩上式、 トンネル又はその他の構造の別	3-37
3-4-9 対象鉄道建設等事業に係る車庫及び 車両検査修繕施設の区域の面積	3-37
3-4-10 その他事業の内容に関する事項	3-37
(1) 超電導リニアの原理	3-37
(2) 列車走行に関わる設備	3-39
(3) 自然災害等への対応	3-40

第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	4-1-1
4-1 地域特性の概要	4-1-1
4-2 地域特性	4-2-1-1
4-2-1 自然的状況	4-2-1-1
(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	4-2-1-1
(2) 水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質	
その他の水に係る環境の状況	4-2-1-44
(3) 土壌及び地盤の状況	4-2-1-69
(4) 地形及び地質の状況	4-2-1-81
(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	4-2-1-117
(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	4-2-1-165
4-2-2 社会的状況	4-2-2-1
(1) 人口及び産業の状況	4-2-2-1
(2) 土地利用の状況	4-2-2-5
(3) 地下水の利用の状況	4-2-2-29
(4) 交通の状況	4-2-2-39
(5) 学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が	
特に必要な施設の配置状況及び住宅の配置概況	4-2-2-49
(6) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域	
その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	4-2-2-66
(7) その他の事項	4-2-2-76
第5章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を とりまとめたもの並びに配慮書についての環境保全の 見地からの意見の概要及び事業者の見解	5-1
5-1 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を とりまとめたもの	5-1
5-2 配慮書に対する環境保全の見地からの意見の概要 及び事業者の見解	5-76
5-2-1 意見の募集結果	5-76
5-2-2 意見の概要（まとめ）	5-77
5-2-3 行政機関からの意見と事業者の見解	5-80
5-2-4 一般からの意見の概要と事業者の見解	5-117

第 6 章	方法書について環境の保全の見地からの意見 及び事業者の見解	6-1
6-1	意見の状況	6-1
6-2	環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要 及びそれについての事業者見解	6-1
6-3	長野県知事の環境の保全の見地からの意見及び それについての事業者見解	6-107
第 7 章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	7-1
7-1	環境影響評価の項目の選定	7-1
7-2	調査、予測及び評価の手法の選定並びにその選定理由	7-7
7-3	専門家等による技術的助言	7-41
第 8 章	環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測 及び評価の結果	8-1-1-1
8-1	大気環境	8-1-1-1
8-2	水環境	8-2-1-1
8-3	土壌環境・その他	8-3-1-1
8-4	動物・植物・生態系	8-4-1-1
8-5	人と自然との触れ合い	8-5-1-1
8-6	環境への負荷	8-6-1-1
第 9 章	環境影響評価項目に関する環境保全のための措置	9-1
第 10 章	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境 の状況に応じて講ずるものである場合における、 当該環境の状況の把握のための措置	10-1
10-1	事後調査を行うこととした理由	10-1
10-2	事後調査の項目及び手法	10-1
10-3	事後調査の結果の公表方法	10-1
10-4	調査の実施者	10-1
第 11 章	対象事業に係る環境影響の総合的な評価	11-1
第 12 章	環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して 行った場合にはその者の氏名及び住所	12-1

資料編 ..... (別冊)

環境影響評価関連図 ..... (別冊)

本事業の準備書は全線（東京都・名古屋市間）を都県ごとに作成しており、本準備書はそのうちの長野県についてとりまとめたものである。